

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-5 利用者の保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-5-2-2 主な着眼点</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 支払管理部門における態勢整備</p> <p>①~⑤ (略)</p> <p>⑥ 保険金等の請求及び支払いにあたっては、機微(センシティブ)情報を取り扱うことを踏まえ、利用者に関する情報の管理について、具体的な取扱基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、個人である利用者に関する情報の管理について、命令、個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保されているか。</p> <p>⑦~⑪ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-5 利用者の保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-2 保険金等支払管理態勢</p> <p>Ⅱ-3-5-2-2 主な着眼点</p> <p>(1) ~ (4) (同左)</p> <p>(5) 支払管理部門における態勢整備</p> <p>①~⑤ (同左)</p> <p>⑥ 保険金等の請求及び支払いにあたっては、機微(センシティブ)情報を取り扱うことを踏まえ、利用者に関する情報の管理について、具体的な取扱基準を定めた上で役職員に周知徹底しているか。特に、個人である利用者に関する情報の管理について、命令、個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(匿名加工情報編)(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いが確保されているか。</p> <p>⑦~⑪ (同左)</p> <p>(6)・(7) (同左)</p>